

事業主 各位

神奈川県石油業健康保険組合

健康保険証発行終了にかかる取り扱いについて

平素より、当健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

現行の健康保険証は、令和 6 年 12 月 2 日以降その発行を終了し廃止します。医療機関等への受診は、「マイナ保険証」を利用していただくことになります。

なお、廃止日前に有効な健康保険証を所有している場合は、当該健康保険証を令和 7 年 12 月 1 日まで利用可能とする経過措置が設けられています。

以下に今後の取り扱いについてまとめましたので、健康保険事務担当者様をはじめ被保険者様にご周知をお願い申し上げます。

【健康保険証の交付について】

- ・資格取得届や被扶養者異動届、氏名変更届、健康保険証再交付申請書等の保険証発行を伴うすべての申請について、令和 6 年 12 月 2 日から発行しません。
- ・令和 6 年 12 月 2 日(月)に手続きする分から健康保険証を発行しない取り扱いとなり、令和 6 年 11 月 29 日(金)15 時まで当組合に到着した申請までは保険証を交付します。ただし、申請に不備や記入漏れがない場合に限りです。

【現行の保険証について】

- ・現行の保険証は、令和 7 年 12 月 1 日までは、経過措置として医療機関等の受診に使用できます。
- ・経過措置終了日である令和 7 年 12 月 1 日までに被保険者、被扶養者が資格喪失した場合には健康保険証を回収し返却してください。
- ・経過措置終了後は健康保険証の返却の必要はありません。

【保険証をなくしたとき】

- ・令和 6 年 12 月 2 日以降に健康保険証を紛失した場合は、マイナ保険証をご利用ください。マイナ保険証を持っていない場合は、「資格確認書（再）交付申請書」の提出をお願いします。※交付手数料（1, 000 円/1 枚）（非課税）がかかります。

【資格情報のお知らせについて】

- ・資格情報のお知らせは、新規取得時等、簡易的に記号番号などがわかるものとして交付します。
 - ・令和6年12月2日以降の資格取得や被扶養者異動の方に、オンライン資格確認（医療機関等の受診）手続きが完了したことをお知らせするため交付します。（一週間程度かかります）
 - ・資格確認書を発行した方には交付しません。
 - ・資格情報のお知らせだけでは医療機関等を受診できません。（医療機関等の受診時に医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合など、マイナンバーカード+「資格情報のお知らせ」で受診が可能です。）
 - ・有効期限はありません。
 - ・再交付はできません。
- ・令和6年10月4日（金）までに処理をした全加入者については、令和6年10月28日以降随時事業所を通じて配布していますが、令和6年10月7日（月）から令和6年11月29日（金）までに処理をした加入者については、令和6年12月2日（月）以降に発送致します。（個人番号下4桁の表示はありません）

【資格確認書について】

- ・令和6年12月2日以降、新規取得時等、※マイナ保険証によるオンライン資格確認（医療機関等の受診）を受けることができない状況にある方に発行します。

※交付対象者について

1	マイナンバーカードを取得していない者
2	マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者
3	マイナ保険証の利用登録解除を申請した者（登録解除者）
4	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
5	マイナンバーカードの返納者
6	マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
7	マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等（高齢者や障害者）に同行して資格確認を補助する必要がある場合

6.7 については、※資格確認書(再)交付申請書の提出が必要です。（ホームページに掲載予定です）

- ・資格取得届・被扶養者異動届、氏名変更（訂正）届に資格確認書交付欄を設けます。

・資格確認書を交付した場合、資格取得・被扶養者異動届の事業主様控え（決定通知書等）に交付の旨をお知らせします。

（定期的に事業所様に交付者リストを送付予定です）

～交付について～

・現行の保険証をお持ちの方で、マイナ保険証をお持ちでない方（※交付対象者）は、経過措置期間中（令和7年12月1日まで）に一斉交付予定です。

・令和6年12月2日以降の資格取得や被扶養者異動の方で交付が必要な方には、加入者情報の登録のエラーがないことを確認後、交付します。（一週間程度かかります）

～有効期限について～

・有効期限は令和11年11月30日までです。（任意継続被保険者は2年、後期高齢者移行予定の方は、誕生日（75歳到達）の前日です）

・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ、紛失・更新中など（※交付対象者のうち4・6に該当）の理由の場合の有効期限は3ヶ月です。

～返却について～

・資格確認書の交付を受けた方が資格喪失・扶養削除となった場合は、資格確認書を回収し返却してください。

・有効期限切れの場合は、返却不要です。

～再交付について～

・再交付が必要な場合（資格確認書を紛失・き損の方）は、資格確認書（再）交付申請書を提出してください。また、再交付手数料（1,000円/1枚）（非課税）がかかります。

【高齢受給者証について】

・従来は、70歳誕生日到達前の月に事業所様宛てに高齢受給者証を交付しておりましたが、令和6年12月2日（月）以降は、マイナ保険証によるオンライン資格確認（医療機関等の受診）を受けることができない状況にある方に交付します。（マイナ保険証にて負担割合がわかるため）具体的には、昭和29年12月2日以降生まれの方（令和7年1月1日以降有効）が対象です。

【資格取得・被扶養者異動等の決定通知書・事業所様控えの発送について】

・従来は、資格取得・被扶養者異動等の入力後、事業主様控え（決定通知書等）、保険証を処理日に発送していましたが、令和6年12月2日よりマイナ保険証による加入者情報のデータ登録の完了が重要になることから、加入者情報の登録にエラーがないことを確認後、事業主様控え（決定通知書等）、資格確認書または資格情報のお知らせを発送します。（一週間程度かかります）

【健康保険被保険者資格証明書について】

令和6年11月14日付厚労省保険局保険課より通知「健康保険被保険者資格証明書について」が発出されました。

- 1 事業主は、新規加入者についてのデータ登録または資格確認書の交付、再交付が行われるまでの間、被保険者またはその被扶養者が資格確認書を現に保持しない場合であって、かつ療養の給付を受ける必要があるときに限り、被保険者に対し健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付できるものとします。
なお、健康保険組合が被保険者等の資格取得の確認を行っていない者に対する資格証明書の交付については、これを認めないものとすること。このため、事業主は、健康保険組合から当該確認を行った旨の連絡を受けた者に限り、資格証明書を交付することができるものとします。
- 2 資格証明書の有効期限は交付日から5日以内を原則とし、交通の便その他やむを得ない事情により当該被保険者等がこの5日以内に療養の給付を受ける資格があることの確認ができないことが明らかであると認められる場合においても15日程度とします。
- 3 被保険者は、資格証明書の有効期限が経過したときは、すみやかに事業主に返却し、事業主はこれを健康保険組合に提出してください。
- 4 資格証明書の様式は別紙様式にありますのでご確認ください。

よくある質問（厚労省保険局保険課通知より抜粋）

Q. マイナ保険証を持っていますが、マイナ保険証を利用する予定がないので、資格確認書を交付してもらえますか。

A.

マイナ保険証を保有しており、オンライン資格確認を受けることができる状況にある場合は、交付対象となりません。それでもなお資格確認書の交付を希望される場合はマイナ保険証の利用登録の解除をしていただく必要があります。

Q. マイナ保険証を持っていますが、念のため資格確認書を持っておきたいです。資格確認書を交付してもらえますか。

A.

資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある場合に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情もなく、念のため資格確認書を持っておきたいという申請理由で交付することはできません。

Q. 子どもが修学旅行に参加するときなどマイナ保険証を持たせることが心配であるため資格確認書を持っておきたいです。資格確認書の交付をしてもらえますか。

A.

資格確認書は、法令上、医療機関等においてマイナ保険証でオンライン資格確認を受けることが困難な人に対して交付するものであるため、交付しません。修学旅行等の学校行事や部活動の合宿・遠征等において、児童・生徒本人がマイナンバーカードを持参することが容易でないときには、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報の PDF ファイルをあらかじめダウンロードしたものやその印刷物、資格情報のお知らせ又はその写しを医療機関・薬局に提示するといった方法により、被保険者資格の確認を行うことが可能です。

Q. 有効期限が切れた資格確認書について回収する必要はありますか。

A

回収の必要はありませんが、個人情報を含むものであることから、本人において破棄をお願いします。

Q. 資格確認書の紛失・き損があった場合、再交付する必要はありますか。

A.

資格確認書の紛失・き損による再交付申請があった場合は、再交付が必要です。なお、申請者がマイナ保険証を持っており、医療機関の受診時に利用可能である場合には、資格確認書は再交付せず、マイナ保険証をご利用いただくようお願いします。

Q. マイナ保険証を病院の窓口で提示しましたが、カードリーダーの不具合で、「資格情報が読み取れない」と表示されました。この場合は、全額自己負担しなければ受診できないのでしょうか。

A.

有効なマイナ保険証を提示したにもかかわらず、カードリーダーの不具合等により資格情報を確認できない場合は、下記のいずれかをマイナンバーカードと併せてご提示いただければ、問題なく受診が可能です。

- 「資格情報のお知らせ」
- マイナポータルの「健康保険証」画面

通信機器の故障等でマイナポータルと接続できない場合は、保険医療機関にて備え付けの「被保険者資格申立書」にマイナンバーカードの券面情報等必要事項を記載のうえ提出することで保険診療を受けられます。

また経過措置期間中(令和7年12月1日まで)は、現行の健康保険証を提示することによっても受診が可能です。